

## 包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和4年7月15日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村 山 秀 幸

同 菊 地 健太郎

同 武 田 聡

行 第 17号  
令和4年7月1日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査  
令和3年度包括外部監査「公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」
- 2 通知内容  
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

# 監査結果に係る措置状況報告書

## 令和3年度包括外部監査「公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」

別紙

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
28	指摘事項	(検討チームの未設置) 公共施設等総合管理計画において、基本方針や取組の実現に向けて設置することとなっていた関係部署の連携による検討チーム(仮)が設置されていない。計画に記載した「関係部署の連携による検討チーム(仮)」の設置、又はこれに代わる具体的な措置を行う必要がある。	財政部	管財課	平成28年2月に策定した公共施設等総合管理計画においては、施設マネジメントの推進体制として検討チーム(仮)を設置することとしていたが、実現に至っていなかった。 この計画策定から5年が経過し、新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会状況の変化などに対応するため計画の改訂を行い、令和4年2月に新計画を策定した。 新計画においては、個別施設計画を見直す形でのPDCAサイクルを推進する方針を掲げており、この方針に基づき取り組んでいく。
53	意見	(1者随意契約理由書) 随意契約において、1者随意契約の理由書が作成されていないものがあつた。2者以上から見積書を徴することにより難く見積合せを行っていない場合には、1者随意契約の理由書を作成し保管されたい。	まちづくり推進部	公園緑地課	50万円を超える契約については業者選定調書を作成し1者随意契約の理由書を記載の上、適切に保管するよう是正した。
53	指摘事項	(参考見積書等の保管) 指名競争入札となった取引で、予定価格の根拠となる参考見積書が保管されていなかった。正常な競争に基づき調達を実施されたのか事後的な検証を可能とするため、参考見積書等の予定価格の設定根拠を適切に保管すべきである。	まちづくり推進部	公園緑地課	参考見積書等の予定価格の設定根拠については、適切に保管するよう是正した。
57	指摘事項	(財産台帳の未提示) 指定管理者は建物及び附属設備について、市より提示を受けた財産台帳により管理をすることとなっているが、市は指定管理者に対して建物及び附属設備についての財産台帳の提示をしておらず、管理に必要な情報を提供していない。	まちづくり推進部	公園緑地課	適宜管理に必要な情報や財産台帳を提供するよう是正した。
57	指摘事項	(公有財産台帳に記載のない建物) 公有財産台帳である「建物一覧表」に記載の建物について、現物との照合を行った結果、「建物一覧表」に記載のない建物が1件あつた。市は常にその所管する公有財産の現状を調査することとなっているが、結果として調査を行っていなかった。	まちづくり推進部	公園緑地課	令和4年2月24日付で公有財産に登録した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
61	意見	(現品照合の報告) 実地棚卸の結果について、口頭にて市に報告を行っていた。口頭での報告を受けるのみではどのように報告がなされたのかは確認できず、市では文書により実地棚卸の報告を受ける体制を確保することを検討されたい。	まちづくり推進部	公園緑地課	今後は文書による実地棚卸の報告を行うよう是正した。
61	指摘事項	(「備品棚卸」の保管) 年度末日を基準日とした備品の実地棚卸に用いた棚卸結果表である「備品棚卸」について、一部ページが差し替えられていた。基準日における棚卸結果は差し替えや内容の変更がないよう保管すべきである。	まちづくり推進部	公園緑地課	備品の追加等があった場合は、その都度、指定管理者に最新の備品台帳を引継し、適正に棚卸が実施できるよう是正した。
62	指摘事項	(備品の除却登録漏れ) 複数の備品について台帳の除却登録漏れがあることが確認された。	まちづくり推進部	公園緑地課	指摘のあった備品については、令和3年12月に台帳の除却登録した。
62	意見	(備品の除却漏れの有無の確認) 未確認の除却登録漏れの可能性があるため、市では、除却漏れの有無について確認を行うことを検討されたい。	まちづくり推進部	公園緑地課	備品台帳の現状確認し、除却漏れについては削除処理した。
62	指摘事項	(備品シールの未貼付) 「備品シール」を作成し、備品本体の外部から見やすい場所に貼付することとなっているが、施設にて使用されている木製ベンチについて、備品シールの貼付がないものが確認された。	まちづくり推進部	公園緑地課	木製ベンチについては屋外に設置している備品につき、風雨によりシールがはがれるため、備品シール貼付の際に釘で固定するよう是正した。
62	意見	(備品シールの貼付の徹底) 備品シールの貼付が徹底されていない状態では、市の備品の所在がわからなくなるおそれがあるため、市では、備品シールの貼付を徹底する体制を確保されたい。	まちづくり推進部	公園緑地課	年度末に施設で備品の整理をします。また、年度初めに市から備品シールのPDFデータを提供し、シール剥がれなどに対し即時対応できる体制にしました。
65	指摘事項	(行政財産目的外使用料の算定誤り) 行政財産目的外の使用が許可されている自動販売機及びごみ箱に関して、使用料算定に使用する1㎡あたり単価に誤りがあり、過大に徴収していた。	まちづくり推進部	公園緑地課	令和4年度に目的外使用料算定単価を見直すとともに、使用料算定時における単価確認の徹底を図った。
88	指摘事項	(請書の未作成) サンプルで抽出した取引のうち請書が作成されていない取引があった。規程に従い請書を入手し先方の意思を文書により明確に保管すべきである。	企画調整部	文化振興課	規程に則り、請書を作成するよう事務を改めた。
95	指摘事項	(備品登録の単位) 単体で使用できる物品を一式又は一組等セットで購入した場合に、セット価格が1万円以上であれば備品とすることとなっているが、セット価格で1万円以上の取引で備品としての取り扱いがなされていないものが確認された。	企画調整部	文化振興課	備品台帳を修正した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
96	指摘事項	(備品の棚卸対象の抽出漏れ) 現品は市民会館に配置しているにも関わらず、市で管理する備品台帳上の配置場所が市民会館となっていない備品があり、この結果、年度末の備品台帳と現品との照合作業の対象から漏れている備品の存在が761件確認された。	企画調整部	文化振興課	備品台帳を修正した。
120	意見	(1者随意契約理由書) 随意契約において、1者随意契約の理由書が作成されていないものがあった。2者以上から見積書を徴することにより難く見積合せを行っていない場合には、1者随意契約の理由書を作成し保管されたい。	商工観光部	雇用創出課	50万円を超える契約については業者選定調書を作成し1者随意契約の理由書を記載の上、適切に保管するよう是正した。
153	意見	(1者随意契約理由書) 随意契約において、1者随意契約の理由書が作成されていないものがあった。2者以上から見積書を徴することにより難く見積合せを行っていない場合には、1者随意契約の理由書を作成し保管されたい。	企画調整部	スポーツ振興課	随意契約において、1者随意契約理由書を作成するとともに組織全体で確認し再発防止に努めた。
153	指摘事項	(金額判定の単位) 契約合計で30万円を超えているものの、品目単位では30万円を超えるものがないため、見積合せの対象となっていない取引があった。品目単位ではなく、契約単位の金額で随意契約の可否を判断する管理体制となるように見直しが必要である。	企画調整部	スポーツ振興課	品物単価ではなく、契約単位で見積合せを実施した。
154	指摘事項	(検査の未実施) 地方自治法において、工事の完了検査が求められているが、修繕が完了した際の検収調書がなく必要な検査の実施が確認できない取引があった。	企画調整部	スポーツ振興課	修繕完了後の検収調書を作成し、組織全体で再発防止に努めた。
163	指摘事項	(備品台帳への登録漏れ) 総合スポーツセンター敷地内に市が所有する簡易物置が4台設置されているが、備品台帳に登録がなされていなかった。	企画調整部	スポーツ振興課	設置時期や取得価格等が不明のため、正確な備品登録が困難であるケースであるため、当課台帳での管理を行うものとした。